

仕様書

1 修繕業務委託について

(1) 委託対象物件の概要

(ア) 名 称 公舎

(イ) 所 在 京都市左京区

※既に入居されているため、詳細は個別にお問い合わせください。

(ウ) 建築構造 鉄筋コンクリート2階建

(エ) 面 積 約53.37㎡(間取り：2DK)

(2) 業務内容について

本業務は、公舎内における設備等の不具合箇所の修繕を行うものであり、内容は以下のとおりとする。

(ア) 照明設備修繕

- ・ 対象箇所：和室6帖 天井灯用スイッチ ・品名【オムロン H5S】
- ・ 状 況：スイッチが故障しており、点灯・消灯の操作ができない状態である。
- ・ 確認事項：照明器具自体は通電時に点灯確認済みであり、電球切れ及び器具本体の不良ではない。
- ・ 作業内容：既設スイッチの不具合原因を特定のうえ、必要に応じてスイッチの取替え又は 配線修繕を行い、正常に点灯・消灯ができる状態に復旧すること。

(イ) 給水設備修繕

- ・ 対象箇所：浴室内蛇口 ・品名【KVK KF30N2 FA20】
- ・ 状 況：蛇口より水漏れが発生している。
- ・ 作業内容：パッキン交換、部品交換等により水漏れを解消し、正常に使用できる状態に復旧すること。
なお、部品劣化が著しい場合は、必要に応じて水栓本体の取替えを行うこと。

(ウ) その他

- ・ 浴室の扉が完全に締まり切らないため、原因を特定のうえ、正常に開閉できる状態に復旧すること。
- ・ 玄関の扉がスムーズに施錠できないため、原因を特定のうえ、正常にドアを施錠できる状態に復旧すること。

(3) 共通事項

- (ア) 本業務の実施に当たり必要な資機材、消耗品等は受注者の負担とする。
- (イ) 作業に必要な電気、水道については本市が負担する。
- (ウ) 作業に当たっては、既存施設等に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (エ) 作業後は、動作確認及び簡易清掃を行うこと。
- (オ) 軽微な補修で対応可能な事項については、本業務内で対応すること。

2 下見について

・ 必ず下見を行ってから見積書を提出すること。

- ・ 日時は別途協議のうえ決定する。
- ※ 下見に必要な交通費は受注者が負担。

3 履行期間

平日の午前8時45分から午後5時30分までの間に実施すること。

4 見積書提出期限

令和8年5月15日（金）までとする。

5 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、本市担当者と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本業務の一部について専門業者へ再委託する場合は、関係法令を遵守し適切に実施すること。
- (3) 修繕後、不具合が再発した場合は誠実に対応すること。

<担当者及び連絡先>

〒604-8571 京都府京都市中京区上本能寺前町 488 番地
京都市役所 分庁舎 地下1階
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
担当：澤田、安藤（電話 075-222-4200 FAX075-213-3181）